

船舶事故調査報告書

平成29年11月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成29年7月29日 18時00分ごろ
発生場所	長崎県西海市小島北方沖 平島港沖防波堤灯台から真方位277° 238m付近 (概位 北緯32° 59.9′ 東経129° 13.9′)
事故の概要	プレジャーボート八翔丸は、東北東進中、暗岩に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成29年8月1日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 八翔丸、4.38トン
船舶番号、船舶所有者等	292-48429長崎、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	舵板、プロペラ軸及びプロペラ翼に曲損、船底外板に破損、操舵室、 機関室等の各設備に濡損（全損）
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 低潮時、潮高 約119cm（有川）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せ、西海市平島漁港の港口に向けて同市小島北方沖を約5ノットの対地速力で手動操舵により東北東進中、暗岩に乗り揚げ、同暗岩を乗り切った。</p> <p>本船は、暗岩を乗り切った後、船底から浸水し始めた。</p> <p>船長及び同乗者は、付近にいた漁船に救助された。</p> <p>船長は、救助された後、118番通報を行った。</p> <p>本船は、水船状態となり、船長及び同乗者を救助した漁船により平島漁港までえい航された。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>海図W198（伊万里湾至長崎港口）によれば、西海市平島南岸から平島漁港南西方沖の小島にかけての海域は危険界線で囲まれており、同線内の小島北方沖に暗岩が存在している。</p> <p>船長は、平島漁港に入港するのが初めてであり、小島北方沖に暗岩が存在していることを知らなかった。</p> <p>船長は、事前に地図情報のウェブサイトです平島漁港周辺を確認したところ、定期フェリーの航路が小島北方沖を通っているように見えたので、同島北方沖を航行できるものと思った。</p> <p>船長は、GPSプロッターを確認しながら操船していたが、GPSプロッターには、小島北方沖の暗岩が表示されていなかった。</p>
分析	本船は、船長が、小島北方沖に暗岩が存在していることを知らなか

	<p>ったことから、小島北方沖を航行し、暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、地図情報のウェブサイトで定期フェリーの航路が小島北方沖を通っているように見えたことから、同島北方沖を航行できるものと思い、同島北方沖を航行したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、船長が、小島北方沖に暗岩が存在していることを知らなかったため、小島北方沖を航行し、暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・水路調査は海図等を用いて適切に行うこと。</li></ul>